る者又は、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、中国地域または近畿地域の一般競争参加資格の再認定（経営事項評価点数が建築一式工事において1,050点以上であること。）を受けていること。）

⑶　会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てをした者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑷　平成18年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）

なお、当該施工実績が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事に係る施工実績にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

㋐　建物用途　医療施設または老人福祉施設

㋑　建物構造　ＲＣ造またはＳＲＣ造延べ面積1000㎡以上の建物の新築または増築、改修工事及び受電設備の新設工事

㋒　工事種目　建築一式

⑸　次に示す事項に対する簡易な施工計画等の技術的所見が適正であること。

㋐　安全管理（資機材搬入など）に対する技術的所見

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は管理技術者を専任で配置できること。

㋐　主任技術者は１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、一級建築士の免許を有する者又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級建築施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者である。

㋑　主任技術者は平成18年度以降に、上記⑷に掲げる完成・引渡しが完了した工事の経験を有する者であること。なお、当該経験が厚生労働省及び他省庁が発注した工事のうち500万円を超える請負工事にあっては、「工事成績評定表」の評定点合計が65点未満のものを除くこと。

㋒　管理技術者にあっては、管理技術者資格者証及び管理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、厚生労働省から指名停止を受けていないこと。

⑻　本件工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者すべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑽　岡山県、広島県または兵庫県内に建築工事に係る許可を受けた本店、支店その他の営業所が所在すること。

⑾　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。この入札に参加を希望する者は、入札書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。

⑿　次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近２年間（⑤及び⑥については２保険年度）の保険料について滞納がないこと。

①厚生年金保険　②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの）　③船員保険　④国民年金　⑤労働者災害補償保険　⑥雇用保険

⒀　次の事項に該当する者は、競争に参加できない。

・資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載した者

・経営の状況又は信用度が極度に悪化している者

⒁　その他予決令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

⒂　この入札の入札書提出期限の直近１年間において、厚生労働省が所管する法令に違反したことにより送検され、行政処分を受け、又は行政指導（行政機関から公表されたものに限る。）を受けた者にあっては、本件業務の公正な実施又は本件業務に対する国民の信頼の確保に支障を及ぼすおそれがないこと。

⒃　競争への参加を希望する者は、提出資料７「自己申告書」を令和３年７月29日までに提出すること。

３　総合評価落札方式に関する事項

⑴　総合評価落札方式の仕組み　本工事の総合評価落札方式は、標準点100点（入札説明書に示された内容を満たしている場合に付与する点数をいう。）に加算点20点（２⑸に関する提案（以下「技術提案」という。）など以下に示す評価項目に応じて付与する点数をいう。）を加え、評価値を算出し落札者を決定する方式とする。

その概要を以下に示すが、具体的な技術的要件及び入札の評価に関する基準等については、入札説明書において明記している。

⑵　評価項目

評価項目：以下に示す項目を評価項目とする。

㋐　資機材の搬入に関しての安全確保に対する技術的所見

㋑　入所者の生活空間に関する安全確保に対する技術的所見

㋒　企業の技術力に関する事項

㋓　地域貢献度に関する事項

㋔　工事信頼度に関する事項

㋕　ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する事項

⑶　評価の方法及び落札者の決定　入札参加者の技術提案等による評価項目（評価指標）を評価し、

評価値＝{（標準点＋加算点）／（入札価格）}

の最も高い者を落札者とする。

落札の条件は、次のとおりとする。

㋐　入札価格が予定価格の制限範囲内であること。

㋑　提案内容が発注者の設定している最低限の要求要件を下回らないこと。また、最低限の要求要件である標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）を下回らないこと。

⑷　上記３⑶において、評価値の最も高い者が２人以上ある場合は、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

４　入札手続等

⑴　担当部局　〒701―4592 岡山県瀬戸内市邑久町虫明6539　国立療養所長島愛生園事務部会計課施設管理係　電話0869―25―0321（内線852）

⑵　入札説明書の交付期間、場所及び方法　令和３年７月13日から令和３年７月28日までの土日祝祭日を除く９時から17時までの間、上記⑴の場所において配布する。ただし、入札申込書の郵送又はＦＡＸによる入手申込は認めない。

なお、交付に当たってはＵＳＢメモリー等電子記録媒体を持参のこと。

⑶　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法　令和３年７月14日９時から令和３年７月29日までの土日祝祭日を除く９時から17時までの間に上記⑴の担当部局に持参すること。

⑷　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、令和３年９月８日９時30分までに、上記⑴の担当部局に持参すること。

開札は、令和３年９月８日10時　国立療養所長島愛生園管理棟２階小会議室において行う。

５　その他

⑴　手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

㋐　入札保証金　免除。

㋑　契約保証金　付保割合を10分の３以上とする公共工事履行保証証券による保証（かし担保特約を付したものに限る。）を付した場合は免除とする。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書、資料及び技術提案書に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　落札者の決定は、競争参加資格の確認がなされた者の中で上記３⑶の評価方法で決定するものとする。なお、具体的には入札説明書による。